九　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十　「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設をいう。

十一　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、試験研究用等原子炉施設の設計において発生を想定しているものをいう。

イ　自然現象

ロ　試験研究用等原子炉施設を設置する工場若しくは事業所（原子力船を含む。）内又はその周辺における試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ　試験研究用等原子炉施設内における火災、溢水その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十二　「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計基準事故（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。次条第一項第二号ロ及び第十一条第三号において「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。）より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものをいう。

（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）

第一条の三　法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　［略］

二　法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ　［略］

ロ　試験研究用等原子炉施設の一般構造

(1)　［略］

(2)　耐津波構造（設置許可基準規則第五条に規定する津波に対して試験研究用等原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3)　［略］

ハ　原子炉本体の構造及び設備

(1)　試験研究用等原子炉の炉心（第六条第一項及び第十一条において単に「炉心」という。）

(i)　［略］

(ii)　燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

［(iii)・(iv)　略］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）

第一条の三　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　耐津波構造（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。次項第十号において「設置許可基準規則」という。）第五条に規定する津波に対して試験研究用等原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3)　［同上］

ハ　［同上］

(1)　試験研究用等原子炉の炉心（以下「炉心」という。）

(i)　［同上］

(ii)　燃料体の最大挿入量

［(iii)・(iv)　同上］